

徳島県告示第四百十四号

徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例（令和四年徳島県条例第三十九号）附則第三項の規定に基づき、同条例第十二条第二項の規定の例により、徳島県立東部防災館の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条例第三項の規定により告示する。

令和五年九月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施設の利用料金の額
その一 専用する場合

区	分	単 位	利 用 料 金 の 額	
			昼 間	夜 間
メインコートA及びメイ ンコートB	生徒等	一面二時間	七二〇円	九〇〇円
	その他の者	一面二時間	一、四四〇円	一、七四〇円
体操・武道場	生徒等	一時間	八五〇円	一、〇五〇円
	その他の者	一時間	一、七〇〇円	二、一〇〇円
多目的運動室	生徒等	一時間	一、二〇〇円	一、四五〇円
	その他の者	一時間	二、四〇〇円	二、九〇〇円
卓球室	生徒等	一台二時間	三〇〇円	四〇〇円
	その他の者	一台二時間	六〇〇円	八〇〇円
ダンススタジオ	生徒等	一時間	一、二五〇円	一、五〇〇円
	その他の者	一時間	二、五〇〇円	三、〇〇〇円
研修室一及び研修室二		一室二時間	七三〇円	八五〇円
研修室三		一時間	七三〇円	八五〇円
多目的室一		一時間	一、二〇〇円	一、三〇〇円
多目的室二		一時間	二、五〇〇円	三、〇〇〇円

調理室	一時間	一、七〇〇円	一、八〇〇円
-----	-----	--------	--------

その二 共用する場合

区		分		単 位	利 用 料 金 の 額
		生徒等	その他の者		
多目的運動室	生徒等	一人一時間	三〇〇円		
	その他の者	一人一時間	六〇〇円		
スケートボード場	生徒等	一人一日	一五〇円		
	その他の者	一人一日	三〇〇円		

備考

- 1 「生徒等」とは、三歳以上十八歳未満の者（高等学校の生徒及びこれに準ずる者で十八歳以上のものを含む。）をいう。
- 2 「昼間」とは午前九時から午後五時までの間を、「夜間」とは午後五時から午後十時までの間をいう。
- 3 利用時間が一時間に満たない場合の当該満たない利用時間及び利用時間に一時間に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、それぞれ一時間として計算する。
- 4 次の各号に掲げる場合における利用料金の額は、その一の表の規定にかかわらず、当該各号に掲げる割合を同表の区分に応じた利用料金の額に乗じて得た額とする。
 - 一 メインコートA又はメインコートBの床面積の二分の一を利用する場合 二分の一
 - 二 メインコートA又はメインコートBの床面積の三分の一を利用する場合 三分の一
 - 5 その一の表に定める施設を営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、同表及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額又は同項の規定により算出した利用料金の額に五を乗じて得た額とする。

二 用具の利用料金の額

区	分	単 位（一回につき）	利 用 料 金 の 額
プロジェクター		一台	八〇〇円

スクリーン	一台	四〇〇円
ブルートゥーススピーカー大	一台	一、〇〇〇円
ブルートゥーススピーカー小	一台	三〇〇円
ブルートゥーストランスミッターレシーバー	一台	一〇〇円
オーディオミキサー	一台	二〇〇円
ワイヤレスマイク	一本	一〇〇円
ワイヤレスマイク（ヘッドセット型）	一本	二〇〇円
ワイヤレスマイクスピーカーセット	一式	三〇〇円
スケートリンク用シューズ	一足	三〇〇円
スケートリンク用防具セット	一式	一〇〇円
ヨガマット	一枚	一〇〇円
ミシン	一台	二〇〇円
その他知事が別に定める用具	一台等	指定管理者が別に定める額

備考 「一回」とは、一の表の備考第二項に規定する昼間若しくは夜間のそれぞれにおける利用又は当該昼間から当該夜間まで引き続いた利用をいう。

三 適用

令和五年九月十七日以後の徳島県立東部防災館の利用に係る利用料金について適用する。